山梨新報「直言」原稿

二〇〇七年〇四月〇六日

不在地主化する県土

山梨大学名誉教授・前山梨大学副学長　伊藤　洋

あまりよく知られていないが、山梨県は耕作放棄地の全耕地面積に占める比率が12・2％と、堂々全国第2位にある（『2000年農業センサス』）。ちなみに、トップは島嶼部の多い長崎県で13・6％、第3位は長野県の10・9％だ。最も耕作放棄が少ないのは北海道で僅かに0・9％だから、山梨県の事態がいかに異常であるかが分かる。原因は、言うまでもなく中山間地域における人口の高齢化と「限界集落化」のためである。

「限界集落」とは、確たる定義があるわけではないが、65歳以上の高齢者が集落人口の50％以上を占め、集落を結束させてきた恒例行事や冠婚葬祭は言うに及ばず、ライフラインの維持にも支障を来し、社会共同体の維持が困難な状況におかれている集落のことをいう。こういう集落では、人口が少なく、若い人もいないので猿、鹿、猪に、果ては熊までが出没し、異常に発生したカラスや川鵜、ムクドリなどの鳥獣害に悩まされ、営農意欲を極端に減殺されて耕作放棄へと至ったものである。山梨県では峡南、峡北、峡東の山岳地帯と東部（郡内）地域に集中している。今は、耕作放棄だが、やがてこれらは不在地主化していくことを十分に予測させる。既に、中山間地域では墓地が不在地主化している。

山梨県のデータが見当たらず、残念ながら他県の例だが、過疎先進地島根県の旧匹見町では、墓地の70％が持ち主不明になっているという。また、同デ－タによれば、宅地の40％で持ち主が同町内に不在。山林にいたっては52％と過半数が不在化している。山林、田畑、宅地、墓地等について持ち主の分布を調査したところ、なんと26都道府県に及んでいたという。所有者が特定できない保安林面積が10％に達し、この数値は確実に年次を追って増加しているともいう。

これを要するに、「限界集落化」の次には土地所有者の「分散化」が続く。それが子から孫へ、孫か

ら曾孫へと世代を越えていくに連れて、ねずみ算式に相続者が増加し、その持ち主の特定は不可能になっていく。この事態は、行政側からすれば固定資産税の徴収を不能にし、地主の了解に困難を来たすために維持管理や開発を阻害する。つまり、限界集落地域の再生が徹底的に不能化していくことを確実に約束している。

ところで、国は「農業基本法」を抜本的に改訂し、「食料・農業・農村基本法」（平成11年7月16日法律第108号）とした。紙幅が無いので詳細は省くが、その中核的コンセプトは農家規模の拡大であり、農業法人を含む「集落農業化」である。特に、米、麦、大豆の生産については、個人には4㌶以上、法人にあっては20㌶以上の規模に限って、補助金など政策支援の対象者とすることになる。これは、山梨県のような、中山間地域といいながら実質山間地域では、ほとんど不可能な農業規模であろう。つまり、限界集落は、政策的対象からさえ、着実にはずされていくのである。

ところで、これら中山間地域における農業生産は、日本の全食糧生産量の40%に達している。もしこれらを日本人が失うとなれば、あまつさえ僅少な食糧自給率を一気に減少させることになる。

よく言われることだが、食品相場というのは10%の減産が30%の高騰を招くという。食糧市場は極端に非線形な特性を持つ危険な市場なのである。ということは、これ以上の自給率低下は国家存亡の危機を招くことを意味する。それだけに、中山間地域の限界集落化を、なんとしても食い止めることが喫緊の課題である。

そのためには、まず中山間地域の人口を増やすことだ。幸いにして、山梨県はUIターン人気ランキングで、北海道、長野、新潟について全国第4位の人気県である（2000年リクルート社調査資料）。この種の定住希望は、必ずしも就農希望ではなく、むしろ農的な生活、LOHAS的な生き方への憧れである。そこでは、都市部との仕事の繋がりを保ちながら「森の生活」を楽しむタイプの転入が主流であろう。それゆえに、地域では徹底的なSOHO（スモールオフィス・ホームオフィス）環境が必要だが、本県はそのために必須なブロードバンド未整備地域が関東管内茨城県に次いで多く、環境整備が立ち遅れている。左様、やるべきことは「**山積**」しているのである。